

平成26年1月23日

会員各位

一般社団法人日本産業・医療ガス協会  
専務理事代行 林谷英司  
常務理事 篠塚賢藏

消費税の転嫁拒否等の行為の有無についての調査(依頼)

謹啓 早春の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から当協会の活動にご理解とご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご存じの通り当協会は、昨年10月に「消費税の円滑かつ適正な転嫁のための転嫁の方法及び価格の表示の方法に関する基準」を制定し、公正取引委員会に届出を行ったうえで、各地域本部毎に説明会を実施し、会員の皆様に、当協会の考え方も含め本件へのご理解と実施に当たっては万全を期すようお願いしたところですが、このたび、公正取引委員会から標題の件についての協力依頼がありましたので、ご承知のうえご協力をいただきますようお願い申し上げます。

つきましては、別添の回答用紙を活用のうえ、下記により提出方よろしくお願い申し上げます。

記

1. 提出期限は、平成25年11月25日と記載されておりますが、期限はありませんので随時提出してください。
2. 提出する事業者は、買手事業者から消費税の転嫁拒否等の行為を受けている事業者で、現在まで転嫁拒否等の行為を受けていない場合は、回答の必要はありません。ただし、今後、そのような行為を受けた場合は、その時点で回答書を提出してください。
3. 回答書の提出先は、公正取引委員会消費税転嫁対策調査室です。

なお、当協会の調査会には、その写しを提出してください。

提出先 公正取引委員会事務総局取引部取引企画課消費税転嫁対策調査室  
住所 東京都千代田区霞ヶ関1-1-1 中央合同庁舎6号館B棟  
担当者 消費税転嫁対策調査専門職員 田中 健太郎  
TEL 03-3581-3378  
FAX 03-3581-5508

4. 回答書末尾の企業番号は、空欄にしてください。また、調査票回答者名については、差支えがあるようであれば匿名でも結構です。

謹白

代 表 者 殿

公 正 取 引 委 員 会

公 印  
省 略

## 消費税の転嫁拒否等の行為の有無についての調査

平成 2 5 年 1 0 月 1 日に「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（以下「消費税転嫁対策特別措置法」といいます。）が施行されたことを受け、消費税の転嫁拒否等の行為の有無を把握するための調査を実施することになりました。

このたび、全国の事業者から無作為に抽出した結果、貴社に本調査への協力を依頼することとなりましたので、お忙しいところ恐縮ですが、下記の要領にて御協力くださいますようお願いいたします。

貴社がこの調査に協力したこと及び貴社の回答内容について、貴社の取引先事業者など他の事業者  
に知らせることは一切ありません。また、貴社の回答内容について、この調査の目的以外に使用する  
ことは一切ありませんので、ありのままの事実を回答してください。

この調査に関して、貴社の取引先事業者から回答内容について指示を受けたり、回答用紙の写し  
を提出するよう求められたりした場合は、下記問い合わせ先まで御連絡ください。

### 記

- 1 提出物 「回答用紙」
- 2 提出期限 平成 2 5 年 1 1 月 2 5 日（月）
- 3 提出方法 同封の返信用封筒（切手不要）を御利用ください。
- 4 留意事項
  - (1) 取引先事業者との関係において、貴社が特定供給事業者（商品・役務〔サービス〕の提供をす  
る売手事業者）に該当しない場合、又は取引先事業者（買手事業者）から消費税の転嫁拒否等の  
行為を受けていない場合は、本調査に回答いただく必要はありません。  
※ 貴社が特定供給事業者に該当するか否かについては、本調査票 3 頁の「特定供給事業者該当性チェックシート」及び同封のリーフレットを御覧ください。
  - (2) 貴社が取引先事業者から消費税の転嫁拒否等の行為を受けている場合は、その消費税の転嫁拒  
否等の行為をしている取引先事業者のことについて、回答用紙に御回答ください（なお、一枚の  
回答用紙には取引先事業者一社の情報のみ記載できます。）。  
※ 複数の取引先事業者について回答される場合は、同封の回答用紙をコピー又は公正取引委員会ホームページ（消費税転嫁対策コーナー <http://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/index.html>）に掲載の回答用紙を印刷の上御回答ください。

### 5 問い合わせ先

公正取引委員会事務総局 取引部 消費税転嫁対策調査室 直通：03-3581-3378

03-3581-3379

（受付時間 平日 9：30～12：00、13：00～18：00）

## 本調査で使用している用語について

※1 「対価」とは、**特定事業者（買手事業者）及び特定供給事業者（商品・役務〔サービス〕の提供をする売手事業者）**の間で取り決めた商品又は役務（サービス）の供給に係る価格であり、消費税を含めた価格をいいます。

※2 「**対価の額を減じ（ることにより）特定供給事業者による消費税の転嫁を拒む**」とは、特定事業者が、平成26年4月1日以後に特定供給事業者から供給を受ける商品又は役務（サービス）について、合理的な理由なく既に取り決められた対価から事後的に減じて支払うことをいいます。

例えば、平成26年4月1日の消費税率引上げに際して、消費税を含まない価格（以下「**本体価格**」といいます。）が100円の商品について、消費税率引上げ後の対価を108円として契約したにもかかわらず、支払段階で消費税率引上げ分の3円を減じ、105円しか支払わない場合が該当します。

※3 「**同種若しくは類似の商品若しくは役務（サービス）に対し通常支払われる対価**」とは、通常は、特定事業者と特定供給事業者との間で取引している商品又は役務（サービス）の消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額をいいます。

※4 「**通常支払われる対価に比し低く定めることにより、特定供給事業者による消費税の転嫁を拒む**」とは、特定事業者が、平成26年4月1日以後に特定供給事業者から供給を受ける商品又は役務（サービス）の対価について、合理的な理由なく通常支払われる対価よりも低く定める行為をいいます。

例えば、平成26年4月1日の消費税率引上げに際して、本体価格が100円の商品について、消費税率引上げ後の対価を105円のまま据え置く場合が該当します。

※5 「**自己の指定する**」には、特定事業者が自己の供給する商品又は提供する役務（サービス）を指定する場合だけでなく、第三者の供給する商品又は提供する役務（サービス）を指定する場合も該当します。

※6 「**商品を購入させ**」には、消費税の転嫁を受け入れる代わりに商品を購入させる場合や、商品を購入しないことに対して不利益を与える場合だけでなく、事実上、購入を余儀なくさせていると認められる場合も含まれます（「役務（サービス）を利用させ」や、「その他の経済上の利益を提供させる」の考え方も同様です。）。

※7 「**金銭、役務（サービス）その他の経済上の利益**」とは、協賛金、協力金等、名目を問わず行われる金銭の提供、作業への労務の提供等をいいます。

同封のリーフレット「消費税転嫁対策特別措置法が成立しました」も御覧ください。

## 特定供給事業者該当性チェックシート

貴社が、特定供給事業者（本調査に回答いただきたい事業者）であるかを御確認ください。

1 貴社は、法人事業者に、商品又は役務（サービス）を供給していますか。

→  供給している（→ 2へ）

供給していない（本調査に回答いただく必要はありません。）

2 貴社は、次の①～③いずれかの事業者に該当しますか。

- ① 個人事業者
- ② 資本金の額又は出資の総額が3億円以下である法人事業者
- ③ 人格のない社団等（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの）である事業者（例：学校のPTA、研究会やクラブ、労働組合、マンションの管理組合等）

→  該当する（**本調査に御回答ください。→ 4頁へ**）

該当しない（資本金の額又は出資の総額が3億円超である法人事業者）（→ 3へ）

3 貴社は、大規模小売事業者（注）と思われる事業者に、商品又は役務（サービス）を供給していますか。

→  供給している（**本調査に御回答ください。→ 4頁へ**）

供給していない（本調査に回答いただく必要はありません。）

（注）(1) 前事業年度における売上高が100億円以上である、一般消費者が日常使用する商品の小売事業者（フランチャイズ・システムを用いる事業を行う者にあつては、その加盟者の売上高を含みます。）

又は

- (2) 次の①、②いずれかの店舗を有する、一般消費者が日常使用する商品の小売事業者
  - ① 店舗面積が3000平方メートル以上の店舗（東京都特別区及び政令指定都市の区域内）
  - ② 店舗面積が1500平方メートル以上の店舗（上記以外の市町村の区域内）

※ この調査に関する「よくある質問（FAQ）等」を、公正取引委員会ホームページ（消費税転嫁対策コーナー <http://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/index.html>）に掲載しています。

## 消費税の転嫁拒否等の行為

消費税転嫁対策特別措置法では、消費税率の引き上げに際し、円滑かつ適正な消費税の転嫁を確保するため、特定事業者は、特定供給事業者に対し、以下に掲げる行為を行ってはならないとされています。

### 「買ったたき」

買ったたきとは、商品若しくは役務（サービス）の対価の額を当該商品若しくは役務（サービス）と同種若しくは類似の商品若しくは役務（サービス）に対し通常支払われる対価※3に比し低く定めることにより、特定供給事業者による消費税の転嫁を拒む※4ことをいいます。

### 「減額」

減額とは、商品又は役務（サービス）の対価※1の額を減じ（ることにより）特定供給事業者による消費税の転嫁を拒む※2ことをいいます。

### 「商品購入、役務（サービス）利用、又は利益提供の要請」

商品購入、役務（サービス）利用、又は利益提供の要請とは、消費税の転嫁を受け入れる代わりに、自己の指定する※5商品を購入させ※6、若しくは自己の指定する役務（サービス）を利用させ、又は自己のために金銭、役務（サービス）その他の経済上の利益※7を提供させることをいいます。

※1～※7の各用語の意味は、2頁（本調査で使用している用語について）をご覧ください。

設問1～設問3では、特定事業者によるこのような行為の有無等について伺います。

## 設問1 「買ったたき」について

### 「買ったたきの例示」

- ① 対価を一律に一定比率で引き下げて、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合
- ② 原材料費の低減等の状況の変化がない中で、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合
- ③ 安売りセールを実施することを理由に、大量発注などによる特定供給業者のコスト削減効果などの合理的理由がないにもかかわらず、取引先に対して値引きを要求し、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合
- ④ 免税事業者（注）である取引先に対し、免税事業者であることを理由に、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合  
（注）免税事業者であっても、他の事業者から仕入れる原材料や諸経費の支払において、消費税額分を負担している点に留意する必要があります。
- ⑤ 消費税率が2段階で引き上げられる予定のため、2回目の引上げ時に消費税率引上げ分の全てを受け入れることとし、1回目の引上げ時には、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合
- ⑥ 商品の量目を減らし、対価を消費税率引上げ前のまま据え置いて定めたが、その対価の額が量目を減らしたことによるコスト削減効果を反映した額よりも低い場合

① 貴社は、平成 26 年 4 月 1 日以降に取引先事業者に供給する商品又は役務（サービス）について、当該取引先事業者から、上記の「買ったたきの例示」にあるような対価の引下げ要請を受けたことがありますか。

ア 受けたことがある（→ ②の設問へ）                      イ ない（→ 6 頁設問 2 へ）

② 当該対価の引下げ要請は消費税率の引上げに関連したものでしたか。

ア 当該取引先事業者から貴社に対して、当該要請は消費税率の引上げに伴うものである旨の言及（口頭や文書等で行われるもの。以下同じ。）があった。（→ ③の設問へ）

イ 当該取引先事業者から貴社に対して、当該要請は消費税率の引上げに伴うものである旨の言及はないが、外形上、消費税率の引上げとの関連性があると考ええる。（例：従来よりも 3% の値下げの要請）（→ ③の設問へ）

ウ 関連性はないと考える。（→ 6 頁設問 2 へ）

③ 当該対価の引下げ要請はどのように行われましたか。

回答用紙に具体的な内容を記載してください。（記載後 → 6 頁設問 2 へ）

## 設問2 「減額」について

### 「減額の例示」

- ① 対価から消費税率引上げ分の全部又は一部を減じる場合
- ② 既に支払った消費税率引上げ分の全部又は一部を次に支払うべき対価から減じる場合
- ③ 本体価格に消費税額分を上乗せした額を商品の対価とする旨契約していたにもかかわらず、対価を支払う際に、消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合
- ④ リベートを増額する又は新たに提供するよう要請し、当該リベートとして消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合
- ⑤ 消費税率引上げ分を上乗せした結果、計算上生じる端数を対価から一方的に切り捨てて支払う場合

① 貴社は、平成 26 年 4 月 1 日以降に取引先事業者に供給する商品又は役務（サービス）について、当該取引先事業者から、上記の「減額の例示」にあるような対価の引下げ行為を受けたことがありますか。

ア 受けたことがある（→ ②の設問へ）                      イ ない（→ 7頁設問3へ）

② 当該対価の引下げ行為は消費税率の引上げに関連したものでしたか。

ア 当該取引先事業者から貴社に対して、当該行為は消費税率の引上げに伴うものである旨の言及があった。（→ ③の設問へ）

イ 当該取引先事業者から貴社に対して、当該行為は消費税率の引上げに伴うものである旨の言及はないが、外形上、消費税率の引上げとの関連性があると考える。（例：対価が支払われる際に、消費税率引上げ分の全部又は一部が対価から減じられた。）（→ ③の設問へ）

ウ 関連性はないと考える。（→ 7頁設問3へ）

③ 当該代金の引下げ行為はどのように行われましたか。

回答用紙に具体的な内容を記載してください。（記載後 → 7頁設問3へ）

### 設問3 「商品購入、役務（サービス）利用又は利益提供の要請」について

#### 「商品購入、役務（サービス）利用の要請の例示」

- ① 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先にディナーショーのチケットの購入、自社の宿泊施設の利用等を要請する場合
- ② 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、本体価格の引下げに応じなかった取引先に対し、毎年定期的に一定金額分購入してきた商品の購入金額を増やすよう要請する場合
- ③ 自社の指定する商品を購入しなければ、消費税率引上げに伴う対価の引上げに当たって不利な取扱いをする旨を示唆する場合

#### 「利益提供の要請の例示」

- ④ 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、消費税の転嫁の程度に応じて、取引先ごとに目標金額を定め、協賛金を要請する場合
- ⑤ 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、通常必要となる費用を負担することなく、取引先に対し、従業員等の派遣又は増員を要請する場合
- ⑥ 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、消費税率の引上げに伴う価格改定や、外税方式への価格表示の変更等に係る値札付け替え等のために、取引先に対し、従業員等の派遣を要請する場合
- ⑦ 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先に対し、取引の受発注に係るシステム変更に要する費用の全部又は一部の負担を要請する場合
- ⑧ 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、金型等の設計図面、特許権等の知的財産権、その他経済上の利益を無償又は通常支払われる対価と比べて著しく低い対価で提供要請する場合

- ① 貴社は、平成 26 年 4 月 1 日以降に取引先事業者に供給する商品又は役務（サービス）について、当該取引先事業者から、上記の「商品の購入、役務（サービス）の利用要請の例示」又は「利益提供の要請の例示」にあるような要請を受けたことがありますか。

ア 受けたことがある（→ ②の設問へ）                      イ ない（→ 8頁設問4へ）

- ② 当該商品の購入、役務（サービス）の利用又は利益提供の要請は消費税率の引上げに関連したものでしたか。

ア 当該取引先事業者から貴社に対して、当該要請は消費税率の引上げに伴うものである旨の言及があった。（→ ③の設問へ）

イ 当該取引先事業者から貴社に対して、当該要請は消費税率の引上げに伴うものである旨の言及はないが、外形上、消費税率の引上げとの関連性があると考え。（→ ③の設問へ）

ウ 関連性はないと考える。（→ 8頁設問4へ）

- ③ 当該商品の購入、役務（サービス）の利用又は利益提供の要請はどのように行われましたか。

回答用紙に具体的な内容を記載してください。（記載後 → 8頁設問4へ）



## 「本体価格での交渉の拒否」

消費税転嫁対策特別措置法では、商品又は役務（サービス）の供給の対価に係る交渉において、特定事業者が消費税を含まない価格（以下「本体価格」とします。）を用いる旨の特定供給事業者からの申出を拒むことは禁止されています。

「申出」には、特定供給事業者が明示的に申し出た場合が該当することはいうまでもありませんが、例えば、特定供給事業者が特定事業者との交渉において、本体価格と消費税額を別々に記載した見積書等を提示するなど、本体価格での価格交渉を希望する意図が認められる場合も該当します。

「申出を拒む」とは、特定事業者が、特定供給事業者からの申出を明示的に拒む場合が該当することはいうまでもありませんが、特定供給事業者が本体価格で価格交渉を行うことを困難にさせる場合も該当します。

**設問4**では、特定事業者によるこのような行為の有無等について伺います。

### 設問4 「本体価格での交渉の拒否」について

#### 「本体価格での交渉の拒否の例示」

- ① 特定事業者が、特定供給事業者からの申出を明示的に拒む場合
- ② 特定供給事業者が本体価格と消費税額を別々に記載した見積書等を提出したにもかかわらず、本体価格に消費税額を加えた総額のみを記載した見積書等を再度提出させる場合
- ③ 特定事業者が、本体価格に消費税額を加えた総額しか記載できない見積書等の様式を定め、その様式の使用を余儀なくさせる場合

① 貴社は、平成26年4月1日以降に取引先事業者に供給する商品又は役務（サービス）の対価の額について、当該取引先事業者に対し、本体価格での交渉を申し出たことはありますか。

ア 申し出たことがある（→②の設問へ）      イ ない（設問は以上です。）

② 当該取引先事業者が、貴社の本体価格での交渉の申し出に応じなかったことはありましたか。

ア 応じなかったことはある（→③の設問へ）      イ ない（設問は以上です。）

③ 当該本体価格での交渉の状況はどのようなものでしたか。

回答用紙に具体的な状況を記載してください。（設問は以上です。）

設問は以上です。回答いただいた結果、特定事業者から問題のある行為を受けていない場合は、本調査に回答いただく必要はありません。

今後、回答用紙に記載いただいた内容について、必要に応じ貴社に連絡させていただいてもよろしい場合は、回答用紙の最後の欄に、その旨御記入ください。【任意】

御協力ありがとうございました。

回答用紙（25 転嫁）



取引先事業者に対して実際に調査を行う場合には、情報源が決して知られることのないよう十分に注意して行いますので、安心してありのままの事実を記載してください。

公正取引委員会

【取引先事業者の情報記載欄】

貴社の取引先事業者について伺います。該当する選択肢の「□」にチェック✓し、具体的な内容を記載してください。

		回答作成日	年	月	日												
取引先事業者の情報	(記載例)	カ	ブ	シ	キ	ガ	イ	シ	ャ	〇	〇	シ	ョ	ウ	テ	ン	
	フリガナ																
	取引先事業者の名称																
	取引先事業者の住所・電話番号	都 道 府 県					市 区 町 村										
		電話 — —															
	取引先事業者の担当部署																
	取引先事業者の担当者	役職 氏名															
取引の内容	当該取引先事業者に貴社が供給する商品又は役務（サービス）を記載してください。																

【設問への回答欄】

該当する選択肢の「□」にチェック✓し、具体的な内容を記載してください。

買いたたき	設問 1 ①	<input type="checkbox"/> ア	<input type="checkbox"/> イ
	設問 1 ②	<input type="checkbox"/> ア	<input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ
	設問 1 ③		
	要請を受けた時期	年 月頃	
	要請の状況・方法	<input type="checkbox"/> 説明会 <input type="checkbox"/> 個別の要請 <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> その他（具体的に）	
要請の内容（要請の対象とされた商品又は役務〔サービス〕の名称、要請内容の実行時期〔例：「平成26年4月1日以降に供給する商品」〕、本体価格の変動状況を含めて記入してください。4頁の「例示」も参考にしてください。）			

（裏面へ）

<b>減額</b>	<b>設問 2 ①</b>	<input type="checkbox"/> ア	<input type="checkbox"/> イ
	<b>設問 2 ②</b>	<input type="checkbox"/> ア	<input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ
	<b>設問 2 ③</b>		
	行為を受けた時期	年	月頃
行為の内容（要請の対象とされた商品又は役務〔サービス〕の名称，行為の実行時期〔例：「平成26年4月1日以降に供給する商品」〕，本体価格の変動状況を含めて記入してください。6頁の「例示」も参考にしてください。）			

<b>又は商品購入・役務利用 利益提供の要請</b>	<b>設問 3 ①</b>	<input type="checkbox"/> ア	<input type="checkbox"/> イ
	<b>設問 3 ②</b>	<input type="checkbox"/> ア	<input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ
	<b>設問 3 ③</b>		
	要請を受けた時期	年	月頃
要請の状況・方法	<input type="checkbox"/> 説明会 <input type="checkbox"/> 個別の要請 <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> その他（具体的に		
要請の内容（要請の対象とされた商品又は役務〔サービス〕の名称，要請内容の実行時期〔例：「平成26年4月1日以降に供給する商品」〕，本体価格の変動状況を含めて記入してください。7頁の「例示」も参考にしてください。）			

<b>本体価格での交渉の拒否</b>	<b>設問 4 ①</b>	<input type="checkbox"/> ア	<input type="checkbox"/> イ
	<b>設問 4 ②</b>	<input type="checkbox"/> ア	<input type="checkbox"/> イ
	<b>設問 4 ③</b>		
	交渉を申し出た時期	年	月頃
交渉を申し出た方法	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> その他（具体的に		
交渉の状況（交渉の対象とした商品又は役務〔サービス〕の名称，交渉の過程等を含めて記入してください。）			

特定事業者から問題のある行為を受けていない場合は、本調査に回答いただく必要はありません。

最後に、回答用紙に記載いただいた内容について、必要に応じ貴社に連絡させていただいてよろしいか否かについて伺います。

連絡してもよい（→ 次欄へ）

連絡しないで欲しい（記入は以上です。）



**貴社の企業番号（「B」に続く7桁）を、お送りした封筒表面の貴社の名称の下に印字しておりますので、当該企業番号等を御記入ください（貴社の名称は記載しないでください）。【各欄とも任意】**

貴社の企業番号	B								区分	<input type="checkbox"/> 法人（資本金 万円） <input type="checkbox"/> 個人	
調査票回答者	役職 氏名（フリガナ）							連絡先電話番号（携帯も可）			

御協力ありがとうございました。

## 「消費税の転嫁拒否等の行為の有無についての調査」 に関するよくある質問（FAQ）

### 目 次

#### 1 調査全般について

- Q 0 1 調査の目的は何ですか。
- Q 0 2 なぜ当社が調査対象に選ばれたのですか。
- Q 0 3 当社は調査に回答する義務があるのですか。
- Q 0 4 先日も公正取引委員会から調査票が届き回答しています。同じような調査に何度も回答する必要があるのですか。
- Q 0 5 郵送物に印字されている宛名（又は住所）が当社の名称（又は住所）と異なります。どのようにすればよいのですか。
- Q 0 6 消費税の転嫁拒否等の行為を受けていなくても、回答する必要がありますか。
- Q 0 7 本調査の回答をしたくありません。回答する必要がありますか。
- Q 0 8 当社は既に事業活動を終了（解散又は倒産等）しています。回答する必要がありますか。
- Q 0 9 当社は特定供給事業者ではありません。回答する必要がありますか。
- Q 1 0 調査に回答したことや回答内容が取引先事業者知られることはありませんか。
- Q 1 1 調査の依頼文書の1ページ目に、「この調査に関して、取引先事業者から回答内容について指示を受けたり、回答用紙の写しを提出するよう求められたりした場合は、下記問い合わせ先まで御連絡ください。」とありますが、何故ですか。
- Q 1 2 当社に調査票は送られていません。取引先事業者から消費税の転嫁拒否等の行為を受けているため回答をしたいのですが、どのようにすればよいのですか。
- Q 1 3 インターネットを利用した調査票への回答はできますか。

#### 2 特定供給事業者該当性チェックシートについて

- Q 1 4 どのような取引が「商品又は役務（サービス）を供給」に該当するのですか。

- Q 1 5 当社の資本金の額は3億円を超えています。当社は特定供給事業者に該当するのですか。
- Q 1 6 当社が商品又は役務（サービス）を供給している取引先事業者は、全て小規模な事業者です。当社は特定供給事業者に該当するのですか。
- Q 1 7 当社が商品又は役務（サービス）を、消費者に対して提供する取引は、調査の対象となるのですか。
- Q 1 8 当社の取引先事業者の資本金の額は、当社の資本金の額以下ですが、調査の対象となるのですか。
- Q 1 9 当社は卸売事業者を通じて小売事業者に商品又は役務（サービス）を供給しています。その場合は、どちらの事業者について回答したらよいですか。

### 3 設問への回答に当たって

- Q 2 0 いつ行う取引（発注、契約、納品等）から、新しい消費税率が適用されるのですか。
- Q 2 1 平成26年4月1日以降の取引について、平成26年3月31日以前に行われた行為も消費税の転嫁拒否等の要請があれば取引先事業者は違反となりますか。
- Q 2 2 取引先事業者は、発注金額を記載した発注書面を交付しなければならないのですか。
- Q 2 3 設問1の「買ったときの例示」②について、「原材料費の低減等の状況の変化がない中で、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合」とあります。この例示の意味を教えてください。
- Q 2 4 設問1の「買ったときの例示」④について、「免税事業者である取引先に対し、免税事業者であることを理由に、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合」とあります。この例示の意味を教えてください。
- Q 2 5 設問2の「減額の例示」⑤について、「消費税率引上げ分を上乗せした結果、計算上生じる端数を対価から一方的に切り捨てて支払う場合」とあります。この例示の意味を教えてください。
- Q 2 6 回答用紙の「取引先事業者の情報」の「フリガナ」欄のマス目が少ないため、取引先事業者の名称（フリガナ）を全て記載できません。どのように記載すればよいですか。
- Q 2 7 回答用紙のマス目に、組織略語（（カブ）、（ユウ）等）を用いて取引先事業者名を記載しても良いですか。
- Q 2 8 取引先事業者の住所については、本店、支店のどちらを記載すればいいのですか。

## 1 調査全般について

Q01 調査の目的は何ですか。

A 公正取引委員会においては、取引の立場の弱い売手事業者が、消費税の転嫁を拒否されるなど被害を受けたとしても、自らその事実を申し出ていただくことが難しいという実態を考慮し、買手である取引先事業者から違反行為を受けていないか積極的な情報収集を行うために、本調査を実施しています。

Q02 なぜ当社が調査対象に選ばれたのですか。

A 全国の事業者から無作為に抽出し、貴社を調査対象とさせていただきました。

Q03 当社は調査に回答する義務があるのですか。

A この調査は、貴社に回答を義務付けているものではありません。

なお、この調査に御回答いただいたこと及び御回答いただいた内容については、秘密を厳守するとともに、この調査の目的以外には一切使用せず、貴社の取引先事業者に対する調査においても貴社の調査票の内容に基づく調査と分からないよう注意して行っていますので、取引先事業者（買手事業者）から消費税の転嫁拒否等の行為を受けている場合には、安心してありのままの事実を御回答ください。

Q04 先日も公正取引委員会から調査票が届き回答しています。同じような調査に何度も回答する必要があるのですか。

A 貴社が既に回答した調査は、今回の調査とは別の調査です。

今回の調査は、消費税率の引上げに際し、貴社が取引先事業者から転嫁拒否等の行為を受けていないかを把握するために行っているものです。御面倒をお掛けしますが、いずれの調査にも御協力をお願いします。

(参考1) 「親事業者との取引に関する調査」について

「親事業者との取引に関する調査」は、下請法の対象取引において、親事業者が下請事業者に対し下請代金の減額や支払遅延等の違反行為を行っていないか把握するために行っているものです。

(参考2) 「荷主との取引に関する調査及び物流事業者との取引に関する調査」について

「荷主との取引に関する調査及び物流事業者との取引に関する調査」は、荷主と物流・倉庫業者との間の取引において、荷主が独占禁止法上の優越的地位の濫用行為を行っていないか把握するために行っているものです。

Q05 郵送物に印字されている宛名（又は住所）が当社の名称（又は住所）と異なります。どのようにすればよいのですか。

A 修正は必要ありません。そのまま調査に御協力をお願いします。

Q06 消費税の転嫁拒否等の行為を受けていなくても、回答する必要がありますか。

A 本調査に御回答いただく必要はありません。

Q07 本調査の回答をしたくありません。回答する必要がありますか。

A 本調査に御回答いただく必要はありません。

Q08 当社は既に事業活動を終了（解散又は倒産等）しています。回答する必要がありますか。

A 本調査に御回答いただく必要はありません。

Q09 当社は特定供給事業者ではありません。回答する必要がありますか。

A 本調査に御回答いただく必要はありません。

Q10 調査に回答したことや回答内容が取引先事業者知られることはありませんか。

A この調査に御回答いただいたこと及び御回答いただいた内容については、秘密を厳守するとともに、この調査の目的以外には一切使用せず、取引先事業者に対する調査においても貴社の調査票の内容に基づく調査と分からないよう注意して行っていますので、本調査に御回答いただくことで貴社に不利益が及ぶことはありません。ありのままの事実を御回答ください。

Q11 調査の依頼文書の1ページ目に、「この調査に関して、取引先事業者から回答内容について指示を受けたり、回答用紙の写しを提出するよう求められたりした場合は、下記問い合わせ先まで御連絡ください。」とありますが、何故ですか。

A 取引先事業者が、貴社が今回の調査に回答することを妨害したり回答内容について干渉したりすることは、取引先事業者自身の違反行為を隠蔽しようとするものの表れであり、決して許されるものではないと考えます。そのような事実及び違反行為の存在が確認された場合には、公正取引委員会は取引先事業者に対して厳正に対処します。その際、公正取引委員会は、情報提供者が分からないようにして調査を行いますので、安心して調査に御協力ください。

Q12 当社に調査票は送られていません。取引先事業者から消費税の転嫁拒否等の行為を受けているため回答をしたいのですが、どのようにすればよいのですか。

A ホームページに調査票及び回答用紙を掲載していますので、回答用紙を印刷して御回答ください。なお、下記連絡先では、消費税の転嫁拒否等の行為を受けている方からの個別相談も受け付けています。

【連絡先】公正取引委員会事務総局 取引部 消費税転嫁対策調査室 03(3581)3379

Q13 インターネットを利用しての調査票への回答はできますか。

A インターネットを利用しての回答受付を行っていませんので、郵送による御回答をお願いします。

(参考) 公正取引委員会オンライン共通受付システムについては、オンライン利用率が低迷しており費用対効果が見合わないとの会計検査院の意見表示（平成21年9月18日）及び平成21年度末をもって運用を停止すべきであるとの電子政府評価委員会の検討結果（平成21年12月21日）を受け、平成21年度末をもって停止したため、平成22年度以降は、公正取引委員会が所管する手続きにつき、公正取引委員会オンライン共通受付システムでの受付は行っていません。



## 2 特定供給事業者該当性チェックシートについて

Q14 どのような取引が「商品又は役務（サービス）を供給」に該当するのですか。

A 消費税が課税される取引は全て含まれると考えていただいて差し支えありません。

なお、どのような取引に消費税が課税されるか（又は課税されないか）については、最寄りの税務署に御確認ください。

Q15 当社の資本金の額は3億円を超えています。当社は特定供給事業者に該当するのですか。

A 大規模小売事業者と取引を行っている場合は、貴社の資本金等の額に関わらず特定供給事業者に該当することが考えられますので、設問を御確認いただき、消費税の転嫁拒否等の行為を受けていれば御回答ください。

なお、貴社が大規模小売事業者と取引がない場合は特定供給事業者に該当しないため、本調査に御回答いただく必要はありません。

Q16 当社が商品又は役務（サービス）を供給している取引先事業者は、全て小規模な事業者です。当社は特定供給事業者に該当するのですか。

A 貴社が資本金3億円以下の法人事業者等であれば該当しますので、本調査に御回答ください。貴社が資本金3億円超の事業者の場合は、取引先事業者が大規模小売事業者でない限り、御回答いただく必要はありません。

Q17 当社が商品又は役務（サービス）を、消費者に対して提供する取引は、調査の対象となるのですか。

A 事業者間取引を対象としていますので、消費者との取引は調査の対象になりません。

Q18 当社の取引先事業者の資本金の額は、当社の資本金の額以下ですが、調査の対象となるのですか。

A 貴社の資本金の額が3億円以下であれば、貴社の取引先事業者の資本金の額に関わらず対象となります。貴社が資本金3億円超の事業者の場合は、取引先事業者が大規模小売事業者でない限り、調査の対象となりません。

Q19 当社は卸売事業者を通じて小売業者に商品又は役務（サービス）を供給しています。その場合は、どちらの事業者について回答したらよいですか。

A 貴社が小売事業者と、価格や取引数量など取引条件について直接交渉している場合は、当該小売事業者について回答してください。そうでない場合は、卸売事業者について御回答ください。



### 3 設問への回答に当たって

Q 2 0 いつ行う取引（発注，契約，納品等）から，新しい消費税率が適用されるのですか。

A 原則は，平成26年4月1日以降に行われる，消費税が課税される取引について適用されます。  
ただし，消費税が課税される取引のうち一定のものについては，従来の消費税率が適用されるなどの経過措置が講じられています。その詳細については最寄りの税務署に御確認ください。

Q 2 1 平成26年4月1日以降の取引について，平成26年3月31日以前に行われた行為も消費税の転嫁拒否等の要請があれば取引先事業者は違反となりますか。

A 平成26年4月1日以降の取引について要請された場合は，違反行為となる可能性がありますので，ありのままの事実を御回答ください。

Q 2 2 取引先事業者は，発注金額を記載した発注書面を交付しなければならないのですか。

A 取引先事業者との取引が下請取引に該当する場合は，発注書面を交付しなければなりません。

Q 2 3 設問1の「買ったたきの例示」②について，「原材料費の低減等の状況の変化がない中で，消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合」とあります。この例示の意味を教えてください。

A 例えば，取引先が貴社との取引における対価の額（消費税込みの取引価格）を据え置くことについて，貴社の利益が増加する等の説明がない場合や，説明はあるものの，当該説明では貴社の利益が増加することに納得がいかない等，合理的な理由がないことをいいます。

Q 2 4 設問1の「買ったたきの例示」④について，「免税事業者である取引先に対し，免税事業者であることを理由に，消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合」とあります。この例示の意味を教えてください。

A 貴社が免税事業者であることを理由として，取引先が貴社との取引における対価の額（消費税込みの取引価格）を合理的な理由なく据え置くこと等をいいます。

Q 2 5 設問2の「減額の例示」⑤について，「消費税率引上げ分を上乗せした結果，計算上生じる端数を対価から一方的に切り捨てて支払う場合」とあります。この例示の意味を教えてください。

A 例えば，支払い時に，計算上生じた1円以上の額を端数として切り捨てて支払うことは，減額に該当します。

Q 2 6 回答用紙の「取引先事業者の情報」の「フリガナ」欄のマス目が少ないため，取引先事業者の名称（フリガナ）を全て記載できません。どのように記載すればよいですか。

A 左上のマス目から順に記載いただき，マス目がある範囲内で記載いただければ構いません。  
その際，スペースは作らず，「°」及び「`」は同一マス内に記載してください。

Q 2 7 回答用紙のマス目に、組織略語（(カブ)、(ユウ)等）を用いて取引先事業者名を記載しても良いですか。

A 分かるように記載いただければ構いません。

Q 2 8 取引先事業者の住所については、本店、支店のどちらを記載すればいいのですか。

A 御存知の住所を記載いただければ構いません。

なお、本店の住所が分かる場合は、本店の住所を記載してください。